

県相談窓口への質問

更新日 平成27年7月15日

項目	質問	回答
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	工事費内訳書の提出は委託業務も含まれるのか？	発注する全ての建設工事が対象です。委託であっても建設工事の完成を目的として締結する契約(建設工事にあたるもの)は、対象と考えています。
4 その他	歩切りの禁止や内訳書の提出は、随契も同様に適用となるのか？	歩切りの禁止は、競争入札(一般・指名)・随意契約であるかに関わらず同様に適用されます。 一方、内訳書の提出が必要となったのは、「公共工事の入札に係る申し込み」(改正入契法第12条)の場合で競争入札に適用され、随意契約には適用されません。 ただし、随意契約は地方自治法施行令167条の2に該当する場合に限られており、随意契約となる工事の特殊性や緊急性などを十分考えた上で、競争入札の場合に準じて同様に予定価格を設定し、契約の相手方に条件を提示した上で、見積書を徴する必要があると考えています。
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	内訳書の提出義務はいつからか？	建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第307号)により、平成27年4月1日から施行することとされています。
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	内訳書の提出は、全ての入札参加者から求めるのか？	全ての入札参加者から提出を求めます。内訳書の様式やその内容の確認方法は、各発注者の体制等に応じて行ってください。
2-1(1)b.【調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択】	プロポーザル方式による入札方式の実施方法が記載されたマニュアルはないか。	〇〇県では「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成21年3月(最終:平成27年3月)国土交通省)」を参考にしています。
2-1(3)c.【競争参加資格者の施工能力の適切な評価項目の設定等】	総合評価落札方式の「配置予定技術者」において「工事成績評定点」の項目をどのように設定しているか教えてほしい。	「配置予定技術者」における「工事成績評定点」の評価については、県及び市町において設定事例はありませんが、四国地方整備局が実施しているので参考にしてほしい。 【四国地方整備局より回答】四国地方整備局における総合評価落札方式については、「四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針」を策定し、それに基づき実施している。下記アドレスの四国地整HPに総合評価落札方式に関する解説資料を掲載しており、そのなかに配置予定技術者の評価項目の工事成績による配点を掲載している。 http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.html